

冬季団体ツアー促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、冬季団体バスツアー促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、冬季の観光誘客を促進するため、観光を目的とした募集型企画旅行の催行経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 首都圏、関西圏、中京圏等を発着地とし、富山県内に事業所を有するバス事業者を利用し、バスの出発地・帰着地のいずれかは富山県とする募集型企画旅行であること。
- (2) 令和6年12月1日から令和7年2月28日までの間に催行されるものであること（ツアーの出発日、帰着日いずれもこの期間内であること。）。
- (3) 富山県内に1泊以上宿泊すること。
- (4) 富山県内の有償観光施設に2箇所以上立ち寄ること、又は、宿泊とは別に1食以上富山県内の飲食施設を利用すること。
- (5) 広く商品流通できるものであること。
- (6) 学校行事として実施する旅行、国・地方自治体・公的団体が実施する会議、研修旅行、宗教活動・政治活動を目的とした旅行でないこと。
- (7) 富山県及び公益社団法人とやま観光推進機構の他の補助金を併用したツアーでないこと。

(補助額)

第5条 補助額は1名1泊当たり1,000円とし、1社当たり50,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定により、別に定める期間内に知事に補助金交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 5 条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合においては、あらかじめ変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておくこと。

(軽微な変更)

第 9 条 前条第 1 号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的を変更すること。
- (3) 補助金交付決定額の 20 パーセント以上の変更をすること。

(補助事業の遂行)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告及び報告書の作成)

第 11 条 補助事業者は、事業完了後 30 日以内又は令和 7 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 4 号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 有償観光施設・飲食施設利用証明書（様式第 5 号）
- (2) 宿泊証明書（様式第 6 号）
- (3) その他必要と認められる書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 13 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消)

第 14 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又は、これに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。